

私は、日本共産党県議団として、提案された11件の議案の内、10件に賛成し、反対する1件についてと、請願・陳情の委員会審査結果に反対するもののうちの、主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第69号「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置の設置及び管理に関する条例制定の件」についてであります。

私が、本議案に反対する理由は、この施設の管理を指定管理者に行わせる条例制定である点です。

地方自治法第一条にあるように、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、その役割を果たすために、各種の公の施設を設置して、広く住民の利用に供さなければなりません。その管理について、以前は、地方公共団体の直営の他に、受託主体の公共性を指標とし、公共団体、公共的団体及び政令で定める出資法人に限り管理委託することが許されていたものが、地方自治法の改正によって、株式会社や営利法人、NPO法人、また法人格を有しない民間団体まで、指定管理者として管理を行わせることに規制緩和されました。また、単なる業務の委託ではなく、施設全体の維持管理や行政処分など、例えば利用料金の設定から収受まで、これまで自治体が行ってきた業務まで任せることになりました。

指定管理者は、利用料金を定め、それを自ら収受できるとともに、労働者の賃金、労働条件や契約形態も定めることができます。そして、その結果、多大な利益を得ても、それを住民や利用者に還元する必要はありません。つまり、公の施設が指定管理者の収益事業の対象となってしまうことが大きな問題点です。また、もう一つ、指定管理者の指定は指定期間という期限があるため、働く人の身分が不安定になってしまうという点も問題です。

この施設は、県が「日本初」と銘打って、陸上競技のトレーニングに特化したスポーツ合宿拠点施設として39億5千万円をかけて、整備しようというもので、施設整備の基本方針には、「トップアスリート等による合宿を誘致し、地域活性化や本県スポーツ界の競技力向上にも寄与できる施設」と位置づけ、「宿泊・食事・送迎などの各種サービスの提供は、民間をはじめ地域全体で受け入れ、サポートする協力体制を構築」するとしています。

来年4月の供用開始後、管理・運営をゼロからスタートさせ、事業を軌道に乗せていくためには、専門性を有する人を含めた十分な人の配置を行い、地域の宿泊や食事のサービス業者や送迎・観光のサービス業者、医療機関などとの連携を図っていくことが必要です。また、合わせて、条例案第1条にあるように「県民にスポーツに取り組む場を提供する」ためには、大隅地域の一般住民や小中高生が気軽に

使える使用料とし、スポーツ振興の拠点として活用できるようにすべきです。

「日本初」となるこの施設が、県の施設として、十分な役割を果たしていくためには、収益性を求めることになる指定管理者の管理とせず、県が直営で管理することが必要であると考えます。以上の理由から、指定管理者の管理を定める本議案に反対するものであります

次に陳情第3049号「再生可能エネルギーの導入をめぐる事業者と地域住民のトラブル等の発生予防と対策についてのガイドラインの策定について」が委員会審査結果では「不採択」であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

陳情の要旨に、「全国各地で地域住民等と発電事業者の間にトラブルが発生してきたとあり、鹿児島県も例外ではない」とありますが、現実には、本県議会でも、各地で起きている再生可能エネルギーの導入をめぐる地域での災害やトラブルについて取り上げられてきました。

このような現状から、国においては、いわゆるFIT法の改正による認定制度が創設されましたが、その運用のために資源エネルギー庁が定めた「ガイドライン」には、「土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続」については「自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。」と述べられています。これは、その土地や周辺環境の現状に即した対応をするためには、自治体が指導要綱やガイドライン等を策定するなどの役割を求めたものと言えます。県では、森林法などの他法令や県土地利用対策要綱に基づき必要な指導を行っているとしていますが、現実には様々なトラブルが起きています。

本陳情は、再生可能エネルギーの導入をめぐる、事業者と地域住民のトラブルを回避するための対策としてガイドラインの策定を求めるものであり、知事が、「再生可能エネルギーの供給においてトップクラスとなるエネルギーパークかごしまの実現を目指す」とされていることから、どうしても必要なものであると考えます。よって、本陳情は「採択」すべきです。

最後に、陳情第4030号、第4031号及び第4032号について、いずれも委員会審査結果では、「不採択」であります。これらはいずれも採択すべきであることを主張いたします。

これらの陳情は、本県の教育において、教職員の業務改善を図り、教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるとともに、特に本県においては、離島・山間部が多く複式学級が増加している現状にある中で、これらの課題解決のための2019年度政府予算での対応を求める意見書採択を陳情したものであります。

これらの陳情項目は、いずれも、県教育委員会としても、県単独や全国都道府県教育長協議会・教育委員協議会を通じて、国に要望しているものであり、県議会としても、当然、県教育委員会とともに、国に要望すべき事項であります。なぜ、委員会審査において、「不採択」とされたのか、甚だ疑問であります。

これらの陳情は、直ちに「採択」し、本県の子どもたちがどこに住んでいても、等しく豊かな教育を受けることができるよう、2019年度政府予算について意見書を提出すべきであります。

以上で討論を終わります。